



2020年10月1日施行 建設業法の改正①

建設業法の改正の背景

建設業は、我が国の国土づくりの担い手であると同時に、地域の経済や雇用を支え、災害時には最前線で地域社会の安全・安心を確保するなど、「地域の守り手」として、国民生活や社会経済を支える上で重要な役割を担っています。

一方で、建設業においては、長時間労働が常態化していることから、工期の適正化などを通じた「建設業の働き方改革」を促進する必要があります。

また、現場の急速な高齢化と若者離れが進んでいることから、限りある人材の有効活用などを通じた「建設現場の生産性の向上」を促進する必要があります。

さらに、インフラの整備のみならず、災害時においてその地域における復旧・復興を担うなど「地域の守り手」として活躍する建設業者が今後とも活躍し続けることができるよう事業環境を確保する必要があります。

このため、「建設業の働き方改革の促進」「建設現場の生産性の向上」「持続可能な事業環境の確保」の観点から、2020年10月1日に建設業法・入契法を改正しました。



POINT

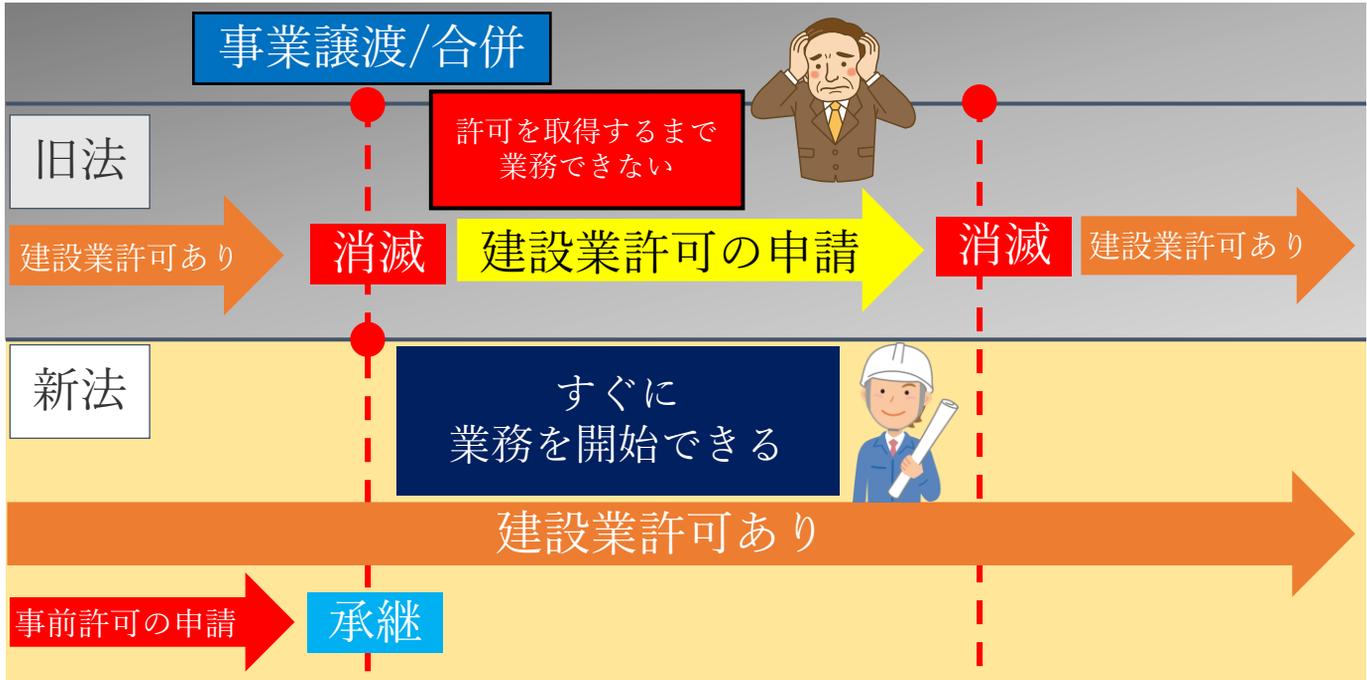
合併
事業譲渡に
関する
見直し

事業相続
事業承継に
関する
見直し

下請を
不利に
取り扱う
ことを禁止

工事現場：
下請の建設
業許可証
掲示義務を
緩和する

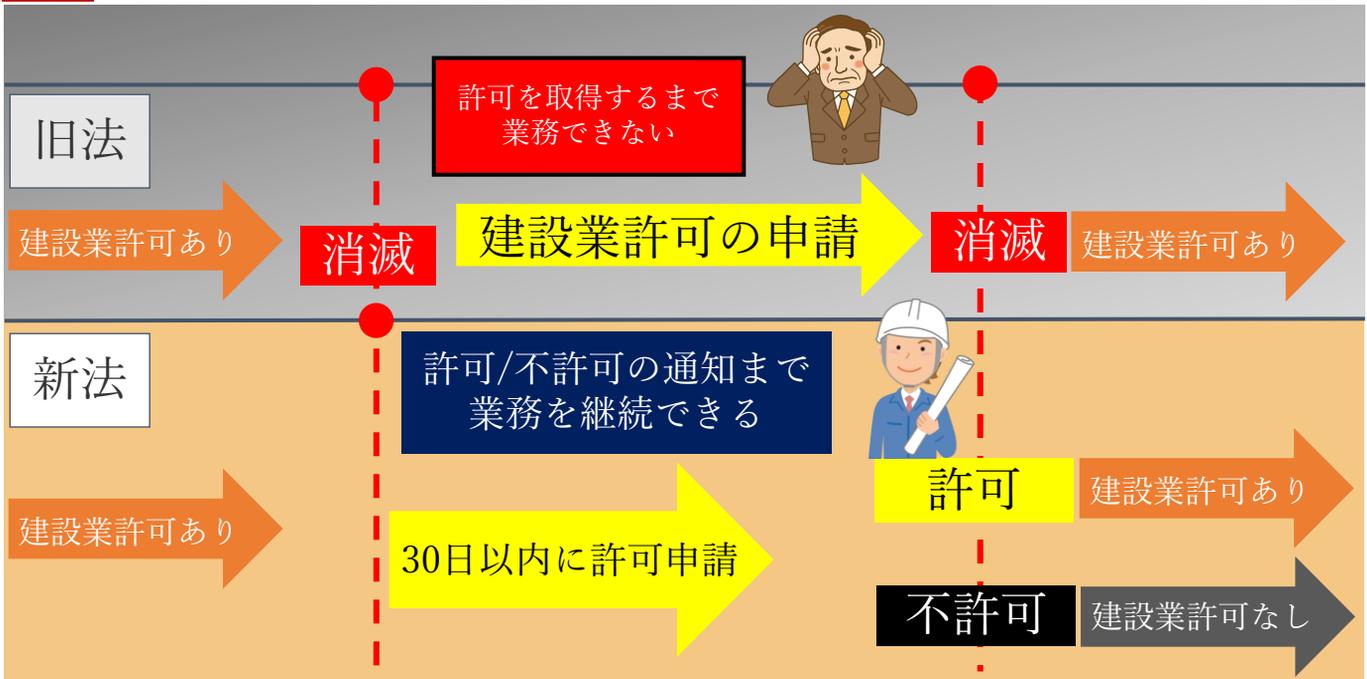
合併・事業譲渡に関する見直し



旧法では、建設業者が「事業の譲渡」・「会社の合併」・「分割」を行った場合、新たに建設業の許可を取得する必要がありました。そのため、新しい許可が下りるまで、建設業を営むことが出来ませんでした。

新法では、このような不都合を解消するため、事業の譲渡・会社の合併・分割を行うときの事前認可の手続きを新設し円滑に建設業の許可を承継させることができるように見直しました。

事業相続・事業承継に関する見直し



旧法では、個人事業主の死後、相続人は、建設業の許可を受けるまでは建設業を営むことができないという不都合がありました。

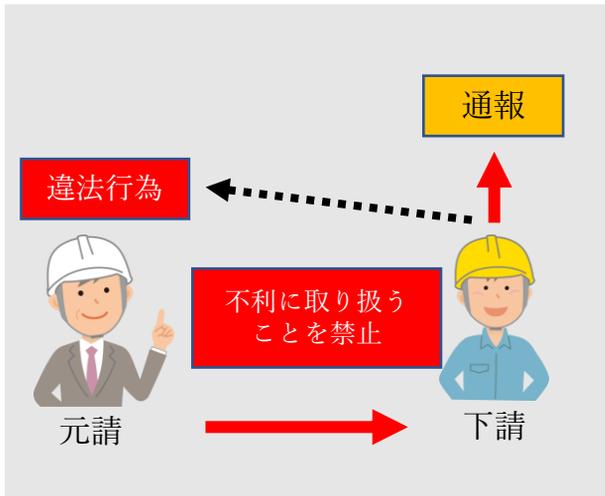
新法では、このような不都合を解消するため、個人事業主の死後30日以内における相続の認可手続きを新設しました。これに

より、相続人は、個人事業主の死後30日以内に認可を申請すれば、処分（行政庁からの許可又は不許可の通知）がなされるまで、建設業の許可を受けたものとして扱われます。認可の申請に対して、許可がなされた場合、建設業を継続することができます。

持続可能な事業環境の確保

建設工事の施工の効率化の促進のための環境整備

下請が元請の違法行為を密告したときに
元請が、下請を不利益に取り扱うことを禁止する。



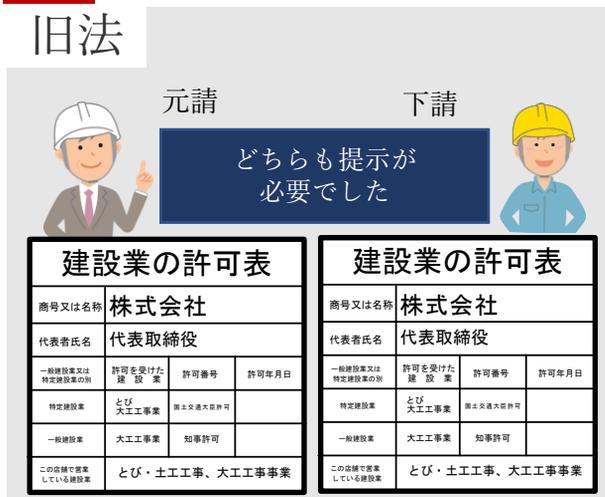
- 不当に低い請負代金の禁止 (建設業法19の3)
- 不当な使用機材等の購入強制の禁止 (同法19の4)
- 請負代金の期間内の支払い義務 (同法24条の3第1項)
- 期間内の検査や引渡しを受ける義務 (同法24条の4)
- 特定建設業者の下請代金の支払い義務 (同法24条の6第3項、4項)

旧法下では、元請が違反行為を行った場合、下請は元請から不利に取り扱われることをおそれ、許可行政庁（国土交通大臣・都道府県知事）や公正取引委員会に元請の違反行為を通報することを躊躇する傾向にありました。

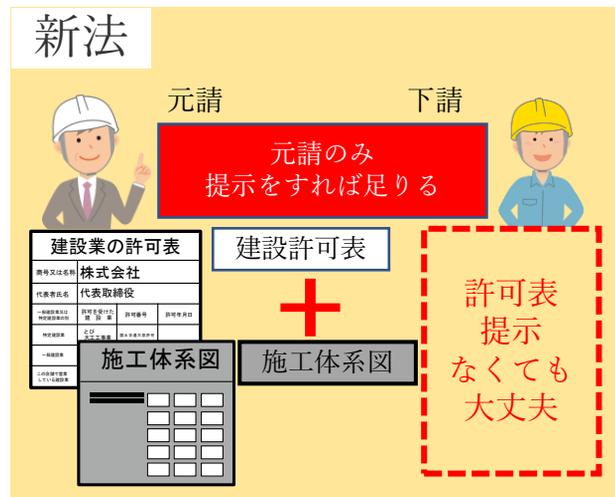
新法では、下請が許可行政庁（国土交通大臣・都道府県知事）や公正取引委員会に元請の違反行為を通報した場合であっても、これを理由として、**下請を不利に取り扱うことが禁止される**ことになりました。

工事現場：下請の建設業許可証掲示義務を緩和する

旧法



新法



従来、建設業者は、必ず「建設業許可証」を現場に掲示する義務がありました。そのため、再下請先（元請から再下請けされた一次下請／一次下請から再下請された二次下請）も、現場に「建設業許可証」を掲示しなければなりませんでした。

新法ではこれを廃止し、**元請のみ「建設業許可証」を掲示すれば足りるもの**となりました。